

## 随意契約の理由

本業務は、土地区画整理法第77条第7項の規定に基づき施行者自ら建築物等を移転・除却（以下「直接施行」という。）を行い円滑な事業の推進を図るための実施計画書の作成を目的としており、業務遂行に当たっては、土地区画整理事業を含めた高度な見地と高度な能力、見識が必要であり、通常の建設コンサルタント業務とは異なり関係法令等の専門的知識をもって諸問題の整理・検討（検証）して実施しなければならない。

本業務の委託先として予定している社団法人 日本土地区画整理協会は、土地区画整理事業に関する調査研究、知識、技術の向上などを行うことを目的として設立された法人で、事業として土地区画整理事業に関する調査・研究、並びに関連する業務の受託を行っており、豊富な技術力・経験、全国における土地区画整理事業の実施状況や新規動向に関する情報の把握及びこれらの情報の分析能力を有している。

また、全国的にも数少ない直接施行に関しては、通常の建設コンサルタントには実績がないのに対して、社団法人 日本土地区画整理協会は直接施行に関する実績を有すると共に、当該直接施行に係る直接施行実施計画書の作成及び関連業務委託を行っている。

以上のことから、法的な知識及び特殊な技能を必要とする本業務は、その性質又は目的が競争入札に適さないと認められるため、社団法人 日本土地区画整理協会と随意契約を行うものです。

(参考)

## 社団法人 日本土地区画整理協会の直接施行に関する最近の業務実績

15 年度	南羽生地区直接施行実施計画書作成及び関連業務委託	埼玉県羽生市
13 年度	建物等の移転（直接施行について）講習会業務委託	浜松市差鳴湖西岸土地区画整理組合
	差鳴湖西岸地区直接施行実施計画書作成及び関連業務委託	
12 年度	直接施行実施移転計画図作成業務委託	福井県福井市
	平成12年度直接施行勉強会	(財) 浜松土地区画整理協会
11 年度	潟土地区画整理事業直接施行実施計画書作成及び関連業務委託	鹿児島市阿久根市